

経済構造実態調査(仮称)の調査設計案について

平成29年11月2日
総務省統計局

行政記録情報の活用と他統計からのデータ移送の利用可能性

行政記録情報との関係

- 現行のサービス統計※において把握していない産業について、得られる行政記録情報は、事業年度ベースの財務会計情報であるため、経済構造実態調査（仮称）で把握する暦年ベースの情報は得られない。

※ サービス産業動向調査（拡大調査）及び特定サービス産業実態調査

現行のサービス統計において把握していない産業	行政記録情報
電気業、ガス業、熱供給業	事業年度ベースの財務諸表
通信業、放送業	
金融業・保険業	
複合サービス事業	
情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業	なし

他の統計からのデータ移送

- 新調査と類似の調査範囲及び調査事項を有する統計調査として、法人企業統計調査※、企業活動基本調査、情報通信業基本調査等があるが、当該各調査の経理項目のデータは、いずれも決算年度ベースの数値であり、暦年の経理項目のデータを単純に得ることは難しい。

※ 四半期別結果を活用することで、簡易なかたちで暦年結果を推計することは可能であるものの、四半期別調査票は調査事項が限定されている。



行政記録情報等の活用や、他統計からのデータ移送は経済構造実態調査（仮称）の創設時点では困難

経済構造実態調査(仮称)における調査範囲(案)

○ 経済構造実態調査(仮称)においては、現行のサービス年次統計が対象としていない産業も含め、以下の調査範囲で検討



※ 分類不能の産業は、図からは除外

経済構造実態調査(仮称)の調査設計(案)

- 経済センサス - 活動調査（以下「活動調査」という。）とのシームレスな接続を図るとともに、費用の内訳等の詳細な調査事項に係る結果の安定性を確保するため、売上高上位企業に対する悉皆調査※¹を実施
- 悉皆調査対象の設定は、実査及び集計等のリソースを勘案しつつ、産業大分類・中分類・小分類それぞれで売上高の一定規模（例えば売上高上位9割）に属する企業とする方向で検討
- 以上の悉皆調査を共通事項及び詳細な費用項目を把握する企業調査票として調査
- 並行して、事業活動別特性事項等を事業特性調査票として調査

企業調査票（共通事項及び詳細な費用項目）

産業分類E～Rの企業

悉皆

- ・産業大分類で売上高上位9割
- ・産業中分類で売上高上位9割
- ・産業小分類で売上高上位9割

事業特性調査票（事業活動別特性事項等）

特定の産業分類に属する企業・事業所

標本

約50万※²企業・事業所

約40万企業

約20万企業・事業所

※¹ 産業分類「I 卸売業, 小売業」については、レジスター統計の整備状況も踏まえつつ、一部標本層の設定を検討

※² 悉皆側との重複があるため、調査対象数の総和はそれぞれの和に必ずしも一致しない

経済構造実態調査(仮称)の調査事項・集計事項(案)

- 新調査は「経済センサス - 活動調査実施中間年における経済構造統計」作成のための調査となることから、活動調査との整合性を図る必要
- 「統計改革推進会議最終とりまとめ(平成29年5月)」等の要請も踏まえ、GDP統計の推計等に必要な詳細な項目の把握が希求
- GDP推計に活用するため、すべての集計事項を調査実施翌年度の夏頃までに公表
- 詳細な費用項目等については、調査単位も含めて、現在実施している調査研究を踏まえて設定

調査事項(案)

企業調査票(対企業)

- ① 経営組織
- ② 資本金等の額及び外国資本比率
- ③ 主な事業の種類
- ④ 従業者数
- ⑤ 事業活動別従業者数
- ⑥ 全体の売上(収入)金額
- ⑦ 事業別・事業活動別の売上(収入)金額
- ⑧ 全体の費用・費用内訳
- ⑨ 商品販売額、商品仕入額及び商品手持額(卸小売業のみ)
- ⑩ 設備投資の有無及び取得額

事業特性調査票(対企業・一部事業所)

現行の特定サービス産業実態調査における特性事項等



集計事項(案)

一次公表結果(年度内公表)

- ① 産業小分類別※企業数
- ② 産業小分類別従業者数
- ③ 産業小分類別売上高
- ④ 産業小分類別費用総額
- ⑤ 産業小分類別付加価値額

二次公表結果(翌年度夏頃公表)

- ① 産業小分類別費用内訳
- ② 事業活動別従業者数
- ③ 事業活動別売上高
- ④ 産業小分類別マージン額
- ⑤ 特性事項等に係る統計表

につき、経営組織別などのクロスを公表

地域別結果については、一部を除き、レジスター統計として集計・公表

※ ここでいう産業小分類別とは主業ベースの格付。なお、一部産業細分類別の格付も含む。

◆ 経済構造実態調査(仮称)の推計手法(案)

① 企業調査票に係る集計事項

- 新調査においては、産業横断的付加価値の構造を把握するため、売上高及び費用を共通事項として把握の上、費用の詳細な内訳を把握※
 - ※ 費用項目の詳細な事項設定については調査研究での検討も踏まえて整理
- 調査対象外の企業値については、調査対象から得られた調査結果に基づき推計する方向で検討
(例) ある産業小分類において調査対象企業の売上高の伸び率が $x\%$ だった場合、同小分類の調査対象外企業の売上高にも同様の伸び率を乗じて推計 など
- 同時一体的な実施を予定している工業統計調査との重複是正の観点から、工業統計調査において調査員調査の対象となる「単独事業所企業」で調査対象範囲に含まれる企業については、データ移送する方向で検討

② 事業特性調査票に係る集計事項

- もともと特定サービス産業実態調査などで表章していた特性事項については、従前通りの推計を維持する方向で検討

検討課題

- 調査単位 (事業所単位で把握する事項、企業単位で把握する事項)
- 調査対象企業 (調査企業数、調査企業の選定基準)
- 調査事項 (詳細な費用項目の設定等)
- 調査票の種類・様式 (産業別等の設計等)
- 集計事項 (産業特性事項等)
- 推計方法 (非悉皆層の推計、経済センサスベースの付加価値額推計等)
- ビジネスサーベイの枠組の発展に向けた工程の検討